

実証事業推進チーム大阪 アドバイザリーボード設置要綱

実証事業推進チーム大阪

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府、大阪市、大阪商工会議所で構成する「実証事業推進チーム大阪」(以下、「推進チーム」という。)が大阪での実証事業を希望する法人その他団体等の実証事業を効果的に支援するために設置する「アドバイザリーボード」の運営等に必要な事項について定める。

(組織)

第2条 アドバイザリーボードは、推進チームの支援対象分野の学識経験者、民間事業者等の専門家のうちから、推進チームが決定し、推進チーム事務局である大阪商工会議所が委嘱したアドバイザーにより構成する。

- 2 アドバイザーの任期は委嘱日から当該委嘱日が属する年度の末日とする。ただし、任期終了後の再委嘱はこれを妨げない。
- 3 アドバイザーとして、ふさわしくない非行があると推進チームが認めるときは、アドバイザーを解嘱することができる。

(役割)

第3条 アドバイザリーボードは実証事業を希望する法人その他団体等がエントリーした実証事業の内容を確認し、効果的に実証事業が実施できるよう助言等を行う。

- 2 アドバイザリーボードが助言等を行う対象は、推進チームにエントリーのあったもののうち、推進チームにおいてエントリー内容を確認の上、アドバイザリーボードの確認・助言等のプロセスに進むことが適当と認められるものとする。

(アドバイザリーボードへの依頼)

第4条 推進チームは、前条第2項の確認を経た上で、アドバイザリーボードに確認・助言等を依頼する。

- 2 実証事業の実施にあたっては、アドバイザリーボードからの確認・助言等のフィードバックを踏まえて進めることとし、必要に応じ、実証事業を希望する法人その他団体等と推進チームとの間で、実証内容の見直し等の協議を行うこととする。
- 3 アドバイザリーボードから実証実験の実施が適さないとのフィードバックがあった場合は、推進チームは実証事業の実施に向けた調整を見送ることとする。

(守秘義務)

第5条 アドバイザーは、エントリー案件について知り得た情報を漏らしてはならない。任期終了以降も同様とする。

(謝金)

第6条 アドバイザリーボードにおいて確認・助言等を行うにあたっては、

大阪商工会議所が、その基準に従い、アドバイザーへ謝金を支払う。

(アドバイザーボードへの不適切な行為)

第7条 実証事業を希望する法人その他団体等が、アドバイザーボードによるエントリー内容の確認前に、故意にアドバイザーボードに接触し利益供与を行う等の行為を行った場合は、推進チームは当該エントリーを却下する。

(庶務)

第8条 アドバイザーボードの庶務は、推進チーム事務局である大阪商工会議所で行う。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーボードの運営等に関し必要な事項については、推進チームが協議して別に定める。

(附則)

この要綱は、2024年4月1日より施行する。